

目 次

提言の要約	1
はじめに	2
第1章 現状と課題	2
1 老朽空き家の問題の現状	2
(1) 空き家の現状	2
(2) 老朽空き家発生の要因	3
(3) 老朽空き家が起こす問題	3
(4) 老朽空き家の事故事例	3
2 老朽空き家問題対策の現状と課題	4
(1) 老朽空き家問題対策の現状	4
(2) 老朽空き家問題対策の課題	4
第2章 関係法令による対応と条例制定の必要性	5
1 関係法令による対応	5
(1) 建築基準法による対応	5
(2) 消防法による対応	5
(3) 道路法による対応	5
2 条例制定の必要性	6
第3章 条例による対応策	7
1 情報提供及び関係機関との連携	7
2 実態調査	7
3 立入調査	7
4 助言・指導	7
5 勧告	7
6 審議会	7
7 命令	8
8 公表	8
9 代執行	9
10 助成	10
11 老朽空き家の適正管理に関する条例フロー図	11
老朽空き家の適正管理に関する条例	12
おわりに	14

提言の要約

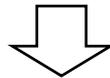
～老朽空き家の適正管理に関する条例の制定について～

現

老朽空き家発生の要因

所有者等により適正な管理が行われていないことが要因である。

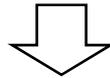
- ・所有者等の所在が不明
- ・所有者等の経済的事情
- ・転売目的で建物を取得
- ・担保権者が競売手続きを実行しない。
- ・競売手続きを実施したが、応札者がいない。



状

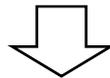
老朽空き家が起こす問題

所有者等が適正な管理を行わずに放置されている老朽空き家が起こす問題は、防災、防犯、防火、生活環境など多岐にわたるが、中でも倒壊する危険な状態及び著しく安全上危険な状態は、直接人命に関わる重大な問題である。



老朽空き家問題対策の現状

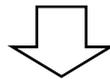
老朽空き家問題は、原則として所有者等が解決すべきものではあるが、隣接者等に被害が発生しない限り、所有者等にその責任を問う法的根拠はない。



課題

老朽空き家問題対策の課題

「個人の財産」の危険を除去するための基準や法的根拠がないため、市からの実効性のある措置が行えない。



提言

課題解消に向けての取組み

市民の生命、身体、財産を守るために危険な状態にある老朽空き家に対して、地方自治体として法的枠組みが必要なため、条例を制定する。

【規定内容】

情報提供、実態調査、立入調査、助言・指導、勧告、命令、公表、代執行、緊急安全措置、審議会、関係機関との連携、助成